

# 「奈良県耐震改修促進計画」改定案の概要

地震で建物が倒れるなどの被害から県民の命や財産を守るために、奈良県は平成19年3月に「奈良県耐震改修促進計画」を策定し、これまでさまざまな耐震化の取り組みを進めてきました（現在の計画期間：令和3年度～令和7年度）。

しかし、住宅や建築物の耐震化率は目標に届いておらず、南海トラフ巨大地震などの発生も迫っていることから、これからも耐震化をさらに促していく必要があります。

そのため、**耐震改修の支援や普及啓発をさらに強化**します。また、**防災拠点となる建物の耐震化を進めるとともに、新たな取り組みとして、災害時に救助活動などの要となる重要な道路の沿道建築物について耐震診断を義務づけること**とし、これらを含めた新たな**10年計画へと改定**します。

## 改定案の概要

### ○計画期間

令和8年～令和17年（10年計画）

★中間年度（令和12年度）に進捗状況の点検を行い必要に応じて改定

### ○主な取り組み施策の概要

◎：追加施策 \*：拡充施策

#### ◆耐震診断・改修の促進を図るための支援策

- ・住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための支援\*
- 《拡充例》人件費上昇への対応（補助限度額の見直し）の検討

#### ◆安心して耐震改修等を行うことができる環境整備

- ・相談体制の整備、耐震診断・耐震改修工事を行う技術者の育成

#### ◆地震時の建築物の総合的な安全対策

- ・居住空間内の安全確保
- ・エレベーターやエスカレーターの安全対策

#### ◆啓発及び知識の普及

- ・耐震診断、耐震改修に関する情報提供の充実\*
- ・パンフレットの作成・配布・セミナー等の開催
- 《拡充例》SNSやイベント等を活用した確実な普及啓発の実施

### ○耐震化率等の目標

【住宅】 90%(R7)→おおむね解消(R17)／95%(R12中間目標)

【多数の者が利用する大規模建築物】

92%(R7)→おおむね解消(R12)

【県有建築物】 99%(R7)→解消に向け取組みを継続

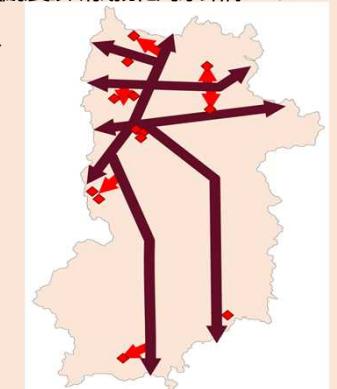
※防災拠点建築物・新たに指定する耐震診断義務化路線の沿道建築物についてはおおむね解消を目指し取り組みを強化

#### ◆法に基づく指導等による耐震化促進

- ・多数の者が利用する建築物（学校・店舗など）、防災拠点となる建築物、避難路の沿道建築物などの耐震化促進

《追加》耐震診断義務化対象路線の指定◎

【耐震診断義務化対象路線のイメージ】



→ 近畿府県と接続し県内を縦断する路線  
→ 広域防災拠点等へのアクセス路線  
→ 広域防災拠点等



道路閉塞の状況 【阪神・淡路大震災 写真提供：神戸市】

## 改定スケジュール

令和8年1月：改定案のパブリックコメント  
2月：県議会への報告

令和8年3月：改定（公表）